

日本標準産業分類における、「電気業、ガス業」に対する当面の取扱い

- ガス製造を行う事業所が、単一の経営主体の下において、導管事業又はガス小売事業をも行っている場合は「34 ガス業」に分類する。
- ガス製造工場やガス供給所を傘下に持たず、ガス導管事業所からガスの託送供給を受け、小売供給を行う事業所は、「5599 他に分類されないその他の卸売業」又は「6099 他に分類されないその他の小売業」に分類する。
※電気業についても同様の取扱い

経済センサス - 活動調査における課題

- 経済センサス-活動調査は、日本標準産業分類に基づき産業別調査事項及び産業別調査票を設定。「卸売業、小売業」として調査を行う場合、以下の課題について検討が必要。
 - ① 電気業及びガス業については、これまで事業所単位で売上高等の把握が困難なネットワーク型産業と整理されている。事業所単位で売上高を回答することが可能であるか。
 - ② 発送電が分離されていない地域（ネットワーク型産業であるため、事業所別の売上高は把握しない）と発送電が分離されている地域（電力の小売事業を事業所別に売上高を把握）で売上高の地域別比較に多大な影響
※発送電が分離されている関東圏で、約5兆円の売上高が発生。
 - ③ 令和5年に予定している産業分類の改定内容によっては、令和3年経済センサス-活動調査結果と令和8年経済センサス-活動調査結果に断層が発生。
 - ④ その他（「卸売業、小売業」としての産業特性事項の回答が可能か等）